

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 区長又は墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う <u>特定個人番号利用事務</u> 2 [略] 3 区長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。 4 前2項の規定は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合においては適用しない。	[同左] 第4条 [同左] (1)・(2) [略] (3) 区長又は墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> 2 [略] 3 区長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。 4 前2項の規定は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合においては適用しない。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。